



検査・研究用規制薬物の輸入緩和に向けての呼びかけ

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 日本法中毒学会 公開日: 2013-08-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 植木, 眞琴, 屋敷, 幹雄, 鈴木, 修 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10271/1710

検査・研究用規制薬物の輸入緩和に向けての呼びかけ

三菱化学ピーシーエルドーピング検査室 植 木 眞 琴
広島大学医学部法医学教室 屋 敷 幹 雄
浜松医科大学法医学教室 鈴 木 修

ここ数年規制薬物の地下市場での価格低下と供給ルートの多様化により、低年齢層における薬物濫用事例が急激に増加している。厚生省の報告によれば、1995年1年間の覚せい剤犯罪検挙者のうち学生・生徒は207人で、前年に比べて96人も増加している¹⁾。その原因として、外国人不法滞在者からなる個人または少人数のグループの密売人の増加により、従来のような暴力団との接触無しに薬剤が入手できるようになったことや、「スピード」などのカタカナ呼称の使用によって覚せい剤の暗いイメージが薄れたこと、また吸引や鼻粘膜への塗布によって注射器を使用しないで目的を達する方法が流行し、罪の意識が和らいだことが大きな理由にあげられる。覚せい剤の食欲抑制作用が強調され、やせ薬として手軽に覚せい剤に手を染める女子学生の例も後を絶たず、早急な対策が必要であることは明らかである^{2, 3)}。さらに、日本ではみられなかったような新しい規制薬物、たとえばエクスタシー（メチレンジオキシメタアンフェタミン）などの合成麻薬の摘発⁴⁾や、現在スポーツで問題とされている興奮剤ブロマンタンの国内での事例⁵⁾は、これら新しい薬物が欧米での流行からさほど時を経ないうちに日本に上陸していることを示している。

輸入規制

ところが、日本では標準試薬と検査試薬の輸入規制が障害となってこれらの新しい薬物の検査体制整備が遅れており、法医学鑑定やスポーツドーピング検査における確認分析にも支障を来している。広島大学医学部法医学教室の提供するインターネットメイリングリストのPoison-MLには、正規の手続きによって購入し学生実習に用いていた薬物スクリーニング用キットに、ごく微量の向精神薬が塗布されていた事が輸入認可後数年を経た後に判明し、以後輸入不許可とされたために学生実習に支障を来した、というある大学の例が報告されている。この例は、国際条約の定める規制薬物であっても、参照物質として検査キットに含まれる微量のものは濫用される可能性が無いために、輸出国側では規制対象としていない事を示している。

海外における薬物対策

欧米では、

1. 教育・啓蒙
2. 規制物質の流通の制限
3. 検査の実施

を3本柱として薬物対策が実施されているが、特に検査の実施は薬物乱用の実態を把握し、結果をフィードバックすることによって、その後の対策の効果を高める上で重要とされている。薬物濫用が大きな社会問題となっているアメリカでは、1988年に「職域薬物検査法」が制定され、安全管理に係わる事業所の従業員に対して入社時、入社後年2回および事故発生時、または薬物濫用が疑われる場合の検査実施を定めて規制を強化した⁶⁾。一方で、検査機関に対する必要な検定済み標準品(CRM: Certified Reference Material)と検査試薬の供給体制を確立している。たとえば、アメリカではNIST(National Institute of Standards and Technology)、NBS(National Bureau of Standard)などの公的機関から、またイギリスではBSP(British Society of Pharmacopeia)などからCRMの入手が可能である。

さらに、国際標準化機構(ISO: International Standard Organization)に規定された国際的なレベルでの検査では、検定済み標準試料の使用を最も重要なISO認証要件の一つに挙げ、施設間隔差是正のためにもCRMまたはCRMを一次標準品として検定された二次標準品の使用が必要であるとしている⁷⁾。このように、今後国際的なレベルでの法医学鑑定では信頼性の高い標準品の使用が必要とされる傾向にある。既に米国ではSociety of Forensic ToxicologistsとToxicology Section of the American Academy of Forensic Sciencesが薬物鑑定におけるCRMの使用をそのガイドラインに盛り込み⁸⁾、また国際オリンピック委員会(IOC)も現在の検査機関認可方式を改め、CRM使用の義務付けを含む新たな認可基準策定に向けて作業を開始している。このような国際的な動きに対応できない場合、将来国際企業などの関係する薬物濫用事例で鑑定の信頼性を問われたり、日本で開催される国際スポーツ競技大会において公式なドーピング検査が実施できないなどの事態の発生することが危惧される。

わが国の立ち遅れ

残念ながら我が国には規制薬物標準品の供給を行う機関はなく、自ら合成し純度検定するか、医薬品として製造・輸入された薬剤を法的手続きによって入手し流用するか、あるいは研究者が自身で海外の供給機関を調べ、その機関からの標準試料輸入を政府の指定する当該薬物輸入免許取得業者に委託し、政府の許可を受けて輸入しなければならない。日本への輸入許可交付手続きには早くても数ヶ月、過去に輸入実績の無い規制薬物であれば1年以上の期間を要しており、単年度主義を基本とする国からの研究助成金では新しい規制薬物をテーマとする研究を事実上実施できないのが現状である。

提 言

そこで、規制薬物の研究、検査目的での輸入円滑化を通じて薬物対策を充実するための対策として以下の事を提言したい。

1. 検査、研究用規制薬物標準品輸入審査の迅速化
(新種薬物の濫用への迅速な対応)
2. 規制薬物検査試薬、検査キットの輸入規制緩和
(検査体制拡充)
3. 麻薬標準試料等、当該輸入免許の複数業者への付与促進
(輸出相手に適した業者選定による手続き上のトラブル解消と輸入の迅速化)
4. 規制薬物を化学的に共有結合した、固定化抗原の規制対象からの除外
(規制薬物に該当しないが、輸入制限により新しい検査法導入の妨げとなる)
5. 尿、血清に添加された低濃度の標準液またはその凍結乾燥品の規制対象からの除外
(回収困難で濫用される可能性が無いため、相手国で規制対象外としている品目の輸入規制緩和)

長期的には先進諸外国で実施されているような標準検定品や検査試薬の供給体制確立が望まれるが、社会問題となっている薬物濫用の拡大に早急に対応するための当面の対策としては、科学的根拠に基づいて状況を把握できる環境を整えることが急務であり、そのためには上記5項目の実現が是非とも必要である。

医療現場での検査体制が充実し末端での実態把握が可能になれば、原末所持を中心とする水際での捜査に加えて、末端における薬物濫用の実態が明らかになり、速やかな救命救急治療も可能になると共に、依存症患者に対する適切なりハビリテーションと教育を通じて、より幅広い薬物対策の実施も期待できる。現在みられるような薬物汚染の多様化は、特定の機関だけでなく、多くの施設で検査できるようにする事が必要である事を示している。

文 献 (新聞記事を含む)

- 1) 「薬物事件で未成年・外国人の逮捕送検増加」, 警察庁まとめ, 朝日新聞 朝刊 神奈川版, 8月25日(1995).
- 2) 「薬物汚染, 増える身近な誘惑」, 大阪読売新聞 夕刊, 8月8日(1996).
- 3) 「覚せい剤犯罪 学生・生徒の検挙200人越す」, 95年麻薬白書, 厚生省, 大蔵省印刷局(1996).
- 4) 「合成麻薬“エクスタシー”7900錠を押収」, 毎日新聞 東京版 朝刊, 4月18日(1996).
- 5) 「新種薬物のプロモントン 大会前から「要注意」・アトランタ五輪」, 読売新聞 東京版 朝刊, 8月1日(1996).
- 6) US Department of Health and Human Services: Federal Workplace Drug Testing,

Federal Register, 11970—11989 (1988).

- 7) General requirements for the competence of calibration and testing laboratories.
International Standard Organization, ISO guide 25, Geneve, 1990
- 8) Report of the Laboratory Guideline Committee, The Society of Forensic Toxicologists and the American Academy of Forensic Sciences, Guidelines 91.1, Mar. 21, pp. 1—11 (1991).